

滋賀県教育委員会事務局広報誌広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県教育委員会事務局（以下「県教育委員会」という。）が発行する広報媒体に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告媒体」とは、保護者向け情報誌「教育しが」をいう。

(広告の基準)

第3条 広報媒体に掲載する広告は、広報としての公共性、品位および信頼性を損なう恐れのないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反する恐れのあるもの
- (2) 特定の思想、信条または宗教に関係するもの
- (3) 特定の氏名、党派または意見を周知・宣伝しようとするもの
- (4) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (5) 誇大または虚偽の恐れのあるもの
- (6) 社員等を募集するもの
- (7) その他広報媒体に掲載する広告として適当でないと県教育委員会が認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告は、次の各号に掲げる事項に適合するものを優先して掲載するものとする。

- (1) 公共性が高いもの
- (2) 県民の福祉の向上につながるもの
- (3) 県内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの
- (4) 広告の掲載回数の少ないもの
- (5) 直近に広告を掲載していないもの
- (6) 県教育委員会と家庭教育協力企業協定を締結しているもの

(広告原稿等の作成および提出)

第5条 広告主は、完全版下原稿、電子データ等を県教育委員会が指定する日までに提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成19年2月9日から施行する。
令和 3年4月1日一部改正する。